

薬局機能情報 各報告における留意事項

この留意事項は、「報告事項説明資料（薬局）」を補足するものです。

各報告の入力に際しては、「報告事項説明資料（薬局）」をよくお読みください。

「報告事項説明資料（薬局）」の“項番”“大項目”“中項目”“項目名”に対応しています。

該当する“項番”的説明を合わせてご覧ください。

項番9～12

報告内容について確認のため連絡する場合があります。忘れずに入力してください。個人開設の場合、10、11は入力不要です。

項目番号	大項目	中項目	項目名
9	1.1.基本情報（薬局）	連絡担当者	記入日
10	1.1.基本情報（薬局）	連絡担当者	役職名
11	1.1.基本情報（薬局）	連絡担当者	所属
12	1.1.基本情報（薬局）	連絡担当者	連絡先電話番号 連絡先ファクシミリ番号 電子メールアドレス

項番13～15、17

許可証の記載どおりに入力してください。

薬局名称のフリガナを入力し忘れますとエラーとなりますので、忘れずに入力してください。

開設者の項目（法人代表者）が追加になっています。

・開設者が法人…開設者氏名に法人名称（株式会社等の商号表記は省略しない）、
法人代表者氏名に代表取締役氏名

・開設者が個人…開設者氏名に個人の氏名、代表者氏名は入力不要（空欄）

所在地を入力の際、郵便番号から町名を反映させることはできますが、続けて丁目、番、号等の番地を忘れずに入力してください。

項目番号	大項目	中項目	項目名
13	1.1.基本情報（薬局）	薬局の名称	フリガナ 名称 ローマ字
14	1.1.基本情報（薬局）	薬局の開設者	開設者氏名 フリガナ
15	1.1.基本情報（薬局）	薬局の開設者	法人代表者フリガナ 法人代表者氏名
17	1.1.基本情報（薬局）	薬局の所在地	郵便番号 所在地（フリガナ） 所在地 英語表記

項目番号 21

「報告事項説明資料（薬局）」の注意事項にもあるように、併設とは、隣接した薬局と店舗販売業がそれぞれ薬局開設、店舗販売業の許可を有していることを指します。薬局開設許可のみを有し、薬局内の売り場でOTC医薬品等の販売又は授与を行っている場合は、店舗販売業を併設していることにはなりません。

項目番号	大項目	中項目	項目名
21	1.1.基本情報（薬局）	店舗販売業の併設の有無	店舗販売業の併設

項目番号 35～37

それぞれ届出していない場合や認定を受けていない場合は「無し」となりますのでご注意ください。

項目番号	大項目	中項目	項目名
35	1.1.基本情報（薬局）	健康サポート薬局である旨の表示の有無	健康サポート薬局の有無
36	1.1.基本情報（薬局）	地域連携薬局の認定の有無	地域連携薬局の認定の有無
37	1.1.基本情報（薬局）	専門医療機関連携薬局の認定の有無	専門医療機関連携薬局の認定の有無

項目番号 44、45

中項目が駐車場から駐輪場に変更となっています。

項目番号	大項目	中項目	項目名
44	1.2.薬局へのアクセス等	薬局の駐輪場	駐輪場
45	1.2.薬局へのアクセス等	薬局の駐輪場	特記事項（駐輪場）

項目番号 46

ホームページアドレスの項目にメールアドレスを記載、又はURLに@マークが入っている等により、ページに遷移することができない事例が見受けられましたので、以下の変更が行われています。

令和6年度に@マークが入っていたものについては、令和7年度にデータ移行されません。なお、@マークは入力できません（半角のみ入力可）。日本語ドメインを含むURLについては、「Punycode（ピュニコード）表記に変換する」ようお願いします。

変換はこちらを参考：<https://punycode.jp/>

項目番号	大項目	中項目	項目名
46	1.2.薬局へのアクセス等	ホームページアドレス	薬局のホームページアドレス

項番 72～75

令和7年薬機法改正による特定販売の追加項目となる「要指導医薬品」については、令和8年5月1日以降に、随時報告にて「無し／有り」を報告してください。

令和7年度定期報告（令和8年1月～3月）の期間においては施行前のため、「要指導医薬品」を選択（チェック）しないようお願いします。

また、インターネットによる販売に、ホームページの項目が追加になっています。

「有り」の場合は、ホームページの URL を入力してください。

項目番	大項目	中項目	項目名
72	1.3.薬局サービス等	特定販売を行う際に使用する通信手段 (1) 電話による販売	(略) 電話による販売を行う医薬品の区分（要指導医薬品）"
73	1.3.薬局サービス等	特定販売を行う際に使用する通信手段 (2) インターネットによる販売	(略) インターネットによる販売を行っているホームページ (略) インターネットによる販売を行う医薬品の区分（要指導医薬品）"
74	1.3.薬局サービス等	特定販売を行う際に使用する通信手段 (3) カタログによる販売	(略) カタログによる販売を行う医薬品の区分（要指導医薬品）"
75	1.3.薬局サービス等	特定販売を行う際に使用する通信手段 (4) その他の方法による販売	(略) その他の方法による販売を行う医薬品の区分（要指導医薬品）"

項番 135

「勤務薬剤師の常勤の人数」と「勤務薬剤師の非常勤の人数（常勤換算前の実人数）」は、整数値のみ、「勤務薬剤師の非常勤の人数（常勤換算）」は小数点以下第1位まで入力可能です。小数点以下第2位を切り捨てるものとしてください。

項目番	大項目	中項目	項目名
135	2.2.実績、結果等に関する事項	薬局の薬剤師数	勤務薬剤師の常勤の人数 勤務薬剤師の非常勤の人数（常勤換算前の実人数） 勤務薬剤師の非常勤の人数（常勤換算）

【薬局の薬剤師数 算出例】「報告事項説明資料（薬局）」より抜粋

＜例 1＞

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間 40 時間の薬局について、薬剤師 A は週 40 時間勤務、薬剤師 B、C、D は週 20 時間勤務の場合

A が常勤で 1 となり、B、C、D の員数はそれぞれ $20/40=0.5$ となります。

少数点以下第2位を切り捨てるため、報告する数字は「1.5」となります。

このため、常勤：1、非常勤（常勤換算前の実人数）：3、非常勤（常勤換算）：1.5

<例 2>

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間 **40** 時間の薬局について、薬剤師 A は週 **40** 時間勤務、薬剤師 B は週 **40** 時間、薬剤師 C は週 **15** 時間、薬剤師 D は週 **20** 時間、薬剤師 E は週 **22** 時間勤務の場合

A 及び B が常勤で 2 となり、非常勤 C～E の員数の合計は

15/40+20/40+22/40=1.425 となります。

少数点以下第2位を切り捨てるため、報告する数字は「**1.4**」となります。

このため、常勤：2、非常勤（常勤換算前の実人数）：3、非常勤（常勤換算）：**1.4**

項目番 146～156

認定のない薬局は、何も入力せずに「登録」ボタンを押すと「入力完了」となります。

146～150…地域連携薬局

151～156…専門医療機関連携薬局（がん）

項目番	大項目	中項目	項目名
146	2.3. 地域連携薬局等に関する事項	地域連携薬局	地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数
156	2.3. 地域連携薬局等に関する事項	専門医療機関連携薬局	地域における他の医療提供施設に対して第十条の三第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数